

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年9月5日(金曜日)
開会 午前10時0分
閉会 午後2時28分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三上周治	副委員長	小西利一
	委員	太田善介	委員	荒木将之介
	委員	深見昌宏	委員	小川進一
	委員	加藤保博		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	議長	村木理英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主幹	関藤克城	同庶務調査係主事	柴田美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	入野史也	政策調整課長	林波啓二
財政課長	岡真里	契約検査課長	小川正義
産業部長	西川茂	農林課長	中山知輝
農林課主幹	村上敏行	文化財課長	河原睦弘
観光プロモーション課長	赤木郁哉	企業誘致商工振興課長	重信憲男
建設部長	平田壯太郎	建設部参与	大田昇行
地域応援課長	目黒由基	地域応援課主幹	安原和輝
土木課長	矢木武司	建築住宅課長	林昭治
環境水道部長	西村佳子	上水道課長	浅野竜美
上水道課主幹	但野泰利	下水道課長	角田琢美
下水道課主幹	岡崎一	総社下水処理場長	清水桂介
環境課長	高谷直樹	アクトセンター吉備路センター長	木村勝彦
監査委員	風早俊明	監査委員	三宅啓介
監査事務局長	宇野裕		

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和7年9月5日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第53号	工事請負契約の締結について	原案を可決すべきである
議案第54号	工事請負契約の締結について	原案を可決すべきである
議案第55号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第56号	総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第57号	総社市給水条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第58号	総社市公共下水道条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第59号	令和6年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第60号	令和6年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである

議案第61号	令和6年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第62号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第66号	令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきである
議案第67号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
認定第5号	令和6年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきである
認定第6号	令和6年度総社市水道事業会計決算認定について	認定すべきである
認定第7号	令和6年度総社市工業用水道事業会計決算認定について	認定すべきである
認定第8号	令和6年度総社市下水道事業会計決算認定について	認定すべきである

開会 午前10時0分

○三上周治委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第59号 令和6年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは議案第59号 令和6年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

総社市企業会計決算書8ページをお開きください。

下段の表、令和6年度総社市水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

右側、未処分利益剰余金3億2,167万3,565円が当年度末残高でございます。このうち、総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、当年度純利益1億9,479万7,467円を減債積立金へ積み立てた後の残額1億2,687万6,098円を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第60号 令和6年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 議案第60号 令和6年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げます。

総社市企業会計決算書54、55ページをお開きください。

下段の表、令和6年度総社市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

右側、未処分利益剰余金2,649万6,345円が当年度末残高でございます。このうち、総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、当年度純利益2,023万7,175円を建設改良積立金へ積み立てた後の残額625万9,170円を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第61号 令和6年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 議案第61号 令和6年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして御説明を申し上げます。

総社市企業会計決算書の82ページ、83ページをお開きください。

下段の表、令和6年度総社市下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

当年度末残高の右端に記載する未処分利益剰余金2億5,287万5,009円のうち、総社市下水道事業の設置等に関する条例第5条の規定による減債積立金の積立てとして処分額1億1,273万1,551円を差し引いた額1億4,014万3,458円について資本金に組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時8分

再開 午後1時1分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き産業建設委員会を再開します。

まず、認定第5号 令和6年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款項目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願い申し上げます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 調書の33ページ、第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費、経営経費、冷蔵オープンショーケースとあるんですけど、何に使うものなのか教えてもらっていいですか。これ違いますかね。

○三上周治委員長 調書の33ページ。これ合ってる。

○太田善介委員 (続) ごめんなさい、補正でした。すみません。

○三上周治委員長 国民宿舎サンロード吉備路の件です。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第6号 令和6年度総社市水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 補足資料及び決算調書の7ページですかね。毎度お話しさせていただくことですけれども、企業債の発行額と元金償還額が、左のグラフ、元金償還額よりも発行額のほうが多い状態が続いていると。右のグラフで言うと企業債の残高がどんどん増えていっている状況であります。これについて当局としてどのようにお考えなのかをお教えてください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

企業債残高が増えているということで、どういう考えかという御質問でございますが、令和6年度末が約53億6,900万円ということでございます。二、三年前に比べると、令和3年度と比べると約15億円増えているということでございます。大型事業のほうがございます、小寺低区配水池、それから第5水源地という大きな事業がございました。その関係で企業債の借入れが多かったということでの結果でございます。

水道インフラを進めていく上では、料金収入で原則賄っていくというのがもうこれ当然の話ではございますが、必要な投資をしていくということでは一般企業も同じですけども、水道事業体で言えば企業債も幾らか有効に活用しながら事業運営していかないといけないと考えております。その中で、企業債のほうをいかに今後抑制していくかということなんですけども、一番究極になりますけども、一番には改善していく上では給水収益、もう水道料金の適正化というのが一番に求められていると考えております。それから、当然経費節減をすることによって収益を上げていくというような話でなるべく企業債は借りていかないようにということで考えております。

令和5年度と比べて1億円増えてはおりますが、今後発行に当たっては料金収益との兼ね合いも

考えまして、今後過度に後世に大きな負担を残さないように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 決算書13ページなんですけど、先ほど料金等で回収していくということでございましたが、料金回収率が令和6年度は97.84%ということで100%を切っている状況であります。この後別のところでそういうお話もあるでしょうけれども、こういうところを改めていく必要があるのかなと感じております。

加えて、管路経年化率、こちら27.11%で前年度に比べると下がってはいるんですけども、ゼロ%が理想だと思いますので、ここの今後こういった形でこれをゼロ%に近づけていくのかというところを含めてお考えをお聞かせください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

料金回収率でございますが、令和6年度で97.84%ということになりました。令和5年度まで何とか100%を維持してたわけですけども、ついに原価割れを今起こしている状況でございます。公営企業とすれば原価100円で作ったものは100円以上で売らなさいというのがこれ原則の話ですが、それを今割ってるという状況でございますので、これについては当然先ほど申し上げましたけども、料金改定というのが必要になるんだろうなと思っております。当然、これ100%未満というのはこれ望ましくないわけでございますので、これは今後料金改定に向けて議論を進めていきたいなと考えているところでございます。

それから、管路経年化率でございますが、これについては管についてはこれ法定耐用年数が一応40年というのがございます。それで今27.1%ということになります。令和6年度に下がった理由とすれば幾らか休廃止した管路を除却した関係で幾らか下がったということでございますが、ゼロ%に近づけていくというのに向けては進めてまいります、これはマンパワーと、それから財源ということで組み合わせた上でまたゼロ%に近づけるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 決算書22ページなんですけど、(1)業務量のところで、年度末給水人口が減っております。にもかかわらず、年度末給水件数ですとか年間配水量、1日平均配水量、年間給水量は増えているんですけども、この理由が何か分かりましたらお教えください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問のお答えします。

給付人口は減にもかかわらず年度末給水件数が増えたのかというところでございますが、一応考

えておりますのは人口は125人減ということですが、一応横ばいだとは考えておりますが、給付件数についてどちらかといえば市内の周辺部から中心部への移住とか、独り暮らしの方が世帯分離等されて増えてきた、そういった関係で件数のほうが全体的に増えているのではないかと考えています。当然、周辺部は1件残ったままで中心部にも1件というような格好で増えてきますので、その関係で件数が増えてるんだらうなどと分析しております。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 でありましたら、件数については住んでないけど、田舎のほうにまだ家があるんだよということで、新しく中心部に家を構えたので、件数が増えるのは分かるんですけども、でありますと配水量などが増えているのは同じ人が同じように生活しているのであれば生活スタイルが変われば変わるのかも分からないんですけども、これについてはどのように分析をされていますでしょうか。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の再度の御質問にお答えします。

年間配水量が増えているのはどうしてかという理由でございますが、分析してみますと幾らか誤差はあるかと思うんですが、消火栓での使用が令和6年度中は前年度に比べて多かったのがございますのと、それから令和6年度に小寺低区の配水池というのから新しく系統切替えて配水を始めたんですが、そのときに水量をかなり放出して試験というか、そういうのを繰り返したものですから、そういった水量もあって増えたんだらうなというのを我々は考えております。

以上です。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 了解しました。消火栓の利用であるとか、切替えによるロスがあったのではないかということです。今ものすごく暑い時期が続いてますけれども、そういった理由で増えるとか、生活スタイルが変わることで増えるとかということでもあります。今後も増えていくことが懸念されるなという思いで今お聞きしました。増えたから困る、減ったから困るということではないと思います、総社市に関しては水がかなり潤沢にあるようなので。ただ、こういうものの分析というのは常に進めていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第7号 令和6年度総社市工業用水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 決算書59ページの経営指標の推移のグラフなんですけれども、こちらの中で有形固定資産減価償却率がほぼ横ばいではあるけれども、徐々に増えていると。68.58%になっております。ということは、近い将来いろいろと更新をかけていかなきゃ駄目だというふうに思うんですが、こちらのほうの計画などがありましたらお教えてください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

工業用水道事業において有形固定資産減価償却率が増えていっているということでございます。

工業用水道事業は、昭和63年度から供用開始しておりまして、もう数年すると40年たってきますので、そろそろ今後どうするかというのを考えていかないといけないところでございます。更新となるとまたこれも大きな費用がかかりますし、今後の在り方については受水されてる企業、またこの議会のほうにいろいろ御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第8号 令和6年度総社市下水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 決算書の86ページでございます。概況の中に公共下水道事業については処理区域内人口が増えているんですが、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては人口が減っております。とはいえ、インフラですので、整備を続けていかなければならないと思うんですけれども、この辺のバランスを今後どのように取っていくかということをお考えがあればお聞かせください。

○三上周治委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

記載のとおり、公共下水道事業のほうは少しずつ増えているところでございますが、農業集落排水事業から特別環境保全公共下水道事業という美袋の浄化センターになりますが、こちらのほうは人口が減っていったらとも使用料についても下がっているというふうな現状でございます。

実態といたしましては公共下水道事業のほうの収益をもってバランスを取らせていただいているというのが今までの運用でございます。それから、今後施設の更新というものにつきましても、総社処理区のほうを始めさせていただいて順次更新をかけているところでございます。あくまでも大規模改修ということで進めておまして、ストックマネジメント計画にのっとってやっているところでございます。あと山手、清音の施設が順次更新を控えているところでございます。その辺も含めて総合的にやっていかなきゃいけないというふうに認識はしているところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 増えているところ、減っているところあるので、全体としてバランスを取っていくという御答弁でした。了解しました。

住まわれている方がいる以上、インフラですので、しっかりとここに予算を確保しながら継続してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。御答弁は結構です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

以上で、決算に係る議案の審査は全て終了いたしました。

監査委員におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

また、以後の議案等の審査に関係のない説明員の方はここで退席されて結構です。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時24分

再開 午後 1 時25分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 それでは、議案第53号 工事請負契約の締結についてにつきまして御説明を申し上げます。

このたび、工事請負契約を締結しようとする工事は国民宿舎サンロード吉備路改修工事でありまして、本年5月7日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました1共同企業体により6月26日に入札をしたところ、蜂谷工業株式会社・土井建設株式会社国民宿舎サンロード吉備路改修工事共同企業体が落札いたしましたので、契約金額3億1,350万円で工事請負契約を締結しようとするものでございまして、7月7日に同社と市議会の議決をもって本契約とする工事請負仮契約を締結したところでございます。

この工事の予定価格は1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を経ようとするものでございます。

本工事は、建物の劣化抑制と安全性確保を目的に行うもので、工期は令和8年5月15日まででございます。

なお、主な改修範囲は議案書の図の網かけ部分でございまして、昨年度の所管事務調査で御報告いたしました後の関係者等との協議で客室内装、駐車場、従業員トイレは既存のままとする以外は、おおむね御報告したとおりの範囲となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、期間、多分12月ぐらいからだったと思うんですけど、何月何日から何月何日までと、多分半年間ぐらいあったと思うんですけど、ここら辺の協議は国民宿舎サンロード吉備路側と日程的な話も含めて全部済んでるのかどうか、もう一回日程の話を教えてください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 深見委員おっしゃるのは、国民宿舎サンロード吉備路の休館期間のことだと思われます。そちらは国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者のほうとも協議をもちろんでおまして、指定管理者募集の際におおむね5から6.5箇月で休館を、全館休館するという内容でもって募集をしております。その後、産業建設委員会のほうにも御報告しておりますように、今年の12月1日から来年の5月31日までの全館休館の予定で調整をしておるところでございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 12月1日から5月31日という、もう半年間丸々ということで、これは多分それを前提として契約をしてると、話合いもしてるんだと思うんですけど、そこら辺の日程がはっきり伝わってるのかどうか、僕もこの間支配人と話をすることがあって、12月に学校関係とかそういうのいろいろ予約で入ってきてるんですけどというような、これ決まってるんだったらこんな予約受けないですよ、普通は。だから、そういったところできっちり国民宿舎サンロード吉備路側とこっからここまではという、従業員の確保ということも含めて非常にそこは危惧されてたところではあるんですけど、そこら辺の詳しい内容のところまで話がもうきっちりできてるのかどうか、聞かせてください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 もちろん指定管理が決まったときから、初めのときも、それから毎月事務方と定例会もしておりますので、もうその都度そちらの工事期間のほうはお伝えをしております。

ただ、恐らく支配人がおっしゃってるのがちょっとでも短いほうが、営業できたほうが収益が上がりますので、そこは何とかならないでしょうかという御相談は何度も受けましたが、それは今の時点ではそういうような募集もしておりますし、さらには工事期間が短くなりますよと今の時点では言えませんので、それは何度も繰り返し説明させていただいたところではございます。

(「分かりました。オーケーです」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 今の国民宿舎サンロード吉備路の休館についてですけど、当然サン直広場ええところそうじゃも同じ期間休みですかね。別の場所ですとかということはないんですか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 今の計画ですと、サン直広場ええとこそうじゃがあるピロティ
ーという、軒下ですね。あちらのほうもちろん工事の仮囲いをした中のエリアですので、工事業
者の方以外は入れないこととなっておりますので、あその場所ではもちろんできません。ただ、
ほかの場所でできないかというのを検討されてるといのは今のところお伺いしてる時点です。

○三上周治委員長 よろしいですか。

じゃあ、私から。

質疑で1社だけだった入札のことを言われたと思うんですが、委員会で深くという話があったと
思うんで、もし補足説明ができることがあれば1社だったことに対する答弁ができればお願いしま
す。

契約検査課長。

○小川正義契約検査課長 今回のこの該当の案件は1社のみだったんですけれども、総社市として
は当然いろんな方へ参加をいただきたいということで今回JV方式、2社のJV方式で一般競争入
札、そしてそのJVの構成として代表者と構成員の2社になりますが、代表者のほうにつきまして
はある一定条件は必要なんですけれども、市内業者、準市内業者、そして市外業者が参加できるよ
うにさせていただいております。さらに、その市内業者、準市内業者、市外業者の参入のしやすさ
といえますか、市内業者、準市内業者につきましてはその辺の条件を少し緩和させていただいて条
件を設定させていただいております。

そして、構成員のほうも、こちらは市内業者、準市内業者に限りますということで極力市内業者
の方が参入しやすい状況で入札をさせていただいたところですが、結果的には1社になってしま
いました。当然、いろいろな原因はあると思うんですけれども、業者のほうも自社での手持ち工事の
状況であるとか、技術者がいろんな工事に散らばっていてなかなかこの工事に対して配置できな
いということであれば、当然この入札については見送るという形もあつたのではなかろうかと思
います。ただ、総社市としましては極力門戸を広げながら市内業者、準市内業者も参入しやすい状態
を保持しながら入札条件として提示させていただいたところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第54号 工事請負契約の締結についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 それでは、続きまして議案第54号 工事請負契約の締結についてつきまして御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、国民宿舎サンロード吉備路改修工事のうち機械設備工事でありまして、本年5月14日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました2社により6月26日に入札を執行したところ、株式会社エンスイ工業が落札いたしましたので、契約金額1億5,784万3,950円で工事請負契約を締結しようとするものでございまして、7月17日に同社と市議会の議決をもって本契約とする工事請負仮契約を締結したところでございます。こちらでも工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

本工事は、機械設備の劣化抑制と安全性確保を目的に行うもので、工期は令和8年5月15日まででございます。

なお、主な改修機器は議案書の図の黒塗り部分でございまして、給湯設備などでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第55号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

土木課長。

○矢木武司土木課長 議案第55号 財産の取得について御説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、移動式排水ポンプユニット3式でございます。

令和8年度出水期までに完成予定の岡山県が施行中の浸水対策重点地域緊急事業により堤防整備が進められる作原地区において、内水害被害を軽減するため移動式ポンプユニットを購入させていただこうとするものでございます。

契約の方法といたしましては指名競争入札とし、7月4日に9社による入札を行ったところ、有限会社ヨコヤマ防災が消費税を含め1億4,641万円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、7月4日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。

なお、納入期限は令和7年12月26日といたしております。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上です。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 これ、質疑で議員が聞いてたことだと思うんですけど、これもう一回お聞きしたいんですけど、作原地内で使われるポンプユニットを移動するのは同じ作原地内に移動するんですかね。じゃあなくて別のところへ移動できるようになってるんですかね。すみません。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 本来は、作原地区で水害があったときは持っていかせていただこうと思うんですが、それ以外でも市内でどこでも使えるように、例えば渇水のとくに水が要るようになったら配水を川から引っ張るとか、池の水を抜かなくちゃいけないときはそこに持っていけることとか、アンダーパスが冠水したときにはアンダーパスから排水ができるようにどこでも移動できるような形と思って多種多様なことを使えるようにということでこちらを設定いたしました。

以上です。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、勘違いしておりました。じゃあ、一応作原地内で使う予定ではあるけれどということで、これの保管はこの間も言われてたかな、どっか保管をされて、その作原地内へ持って行ってそのときに使う。ほかで何かあったときにはほかでということで、そういう認識でよろしいんですかね。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 保管のほうは今は美袋地区を考えております。作原地内で何かあったときには作原に持っていきますが、それ以外に何かありましたらそちらのほうにも移動して使えるようにと思っております。

以上です。

(「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 すみません、今のところですが、単純な質問かも分かりませんが、入札されてる業者が何社かあります。それで、ポンプですから揚水能力、機能、例えば車だったらトヨタの何かという車を何万円下げるよという少しの額の差はあるけど、同じ機能のもので5,000万円以上も何か差があるんですよ、入札価格。違うのかな、これ。

○三上周治委員長 合ってる。

○加藤保博委員 (続) 1億3,000万円のとか有限会社ヨコヤマ防災でしょ。株式会社岡山森田ポンプという昔から有名なところの1億8,900万円とか、同じ機能を持ったもので何で5,000万円も4,000万円も各社で違うんですか。大体もう決まってるんですか、機械は。決まってない。各メーカーがいろんなのを作って能力さえ一緒だったらというんで。ただ、5,000万円も差があったら何か安かろう悪かろうと思ってしまうんですよ。その辺が何か説明できる材料がありますか。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 加藤委員の質問にお答えいたします。

物としては恐らく一つしかないと思われれます。差が出るところといえば恐らく代理店のところは安く入ってきて、代理店でないところは多分高いんじゃないかなということしか言えないんですけど。

以上でございます。

○三上周治委員長 休憩します。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時46分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤委員。

○加藤保博委員 すみません、混乱させまして。先ほどのお答えでは恐らく品物そのものはもう一つで決まってるということですね。それについていろんな代理店とかがあるから金額が変わると。いろんな能力だけが決まってて、そういうようなメーカーが何社もあるとかというんではないというようなお答えだったような気がするんですけど、恐らく一つです。なんですね。

○三上周治委員長 ちょっと違うか。

土木課長。

○矢木武司土木課長 加藤委員に御説明いたします。

一応、仕様書のほうでは型番を指定せず、ポンプの能力とか、口径が250mm、突出容量分15トン以上とか、そういうような形では仕様書のほうに書かせていただいておりますが、その仕様を満たすものは恐らく一つしかないと思われまます。

以上です。

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 すみません、細かいことを聞くようですが、そういう発注、注文が出たからそれに合わせてメーカーが作る。車みたいに2,000ccの車が何社もあって、こっちがいい、あっちがいいじゃなくてということなんですか。もうこれで終わりますから。

○三上周治委員長 契約検査課長。

○小川正義契約検査課長 今回のポンプユニットですが、仕様書としては先ほど土木課長が申し上げましたとおり型式、水中ポンプであること、口径、あと突出量、全揚程、様々な要件を定めております。

今、国内で多分あるのは1社かもしれないんですが、例えば海外からも当然取り寄せてもそれはオーケーです。ですので、あくまで業者はどこのメーカーを引っ張ってくるかというのは自由な設定条件にはさせていただいておりますので、価格差が出るというのは当然そういったメーカーの違いもありますが、流通経路の要は引っ張る力がその業者の得意分野、得意分野は多分あると思います。そういったことで価格差が今回出ているのではないかというふうには推測されるところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 御丁寧に説明いただきありがとうございました。過去に入札結果表、多くのものを見てきたんですが、ある程度差は当然あったんですが、ここまで差があるのを見たことがなかったので、お尋ねしました。すみませんでした。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 このポンプを作動するときのそのスタッフ、メンバーですけど、この前みたいに、7年前みたいに急に水位が上がったとか、ダム放水したときになったら現地まで行けないとか、そこでポンプを置いてるところのメンバー、スタッフで動かさないといけないとか、そういうところを想定したマニュアル的なものももうちゃんとできているんですかね、配置するに当たって。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 こちらにつきましては、期間限定で業者のほうへ委託をいたしまして、今現在の予定ですが、高梁川の水位が7.7mの消防団待機水位になりましたら業者のほうへ、こちらに

電話いたしまして事務所のほうで待機してくださいねと、それからその後何かありましたらすぐ移動できるような形にしていくように思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 ということは、市の職員とか消防署の職員が関わることはない。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 一応、業者委託にさせていただこうと思うんですか、最初のうちはゲートを開ける、閉めるの時期があると思いますんで、その辺のほうは自然流下のほうがいいと思いますんで、最初のうちは市役所の職員が何回か行かなきゃいけないと思いますが、あと慣れてきたら業者のほうで行けると思います。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第56号 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第56号 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、水道企業職員の部分休業に関する規定を改める必要が生じたことから関係条文を整備するものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページへお進みください。

第17条第2項におきまして、部分休業を小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことに改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 すみません、これ結局幼稚園児とか小学生以下の部分で1日の勤務時間の全部または一部というのは、これ有給休暇とかじゃなくてどういう扱いの休暇になるんですかね。教えてもらっていいですか。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 太田委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には特別休暇扱いになろうかと思えます。年次休暇とかではなくて特別休暇というような扱いになると思えます。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 土日のような休みという意味なのか、有給休暇のような扱いなのかというの、どっちになるんですか。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 今の質問につきまして調べさせていただきますので、時間をいただきたいと思えます。後ほど回答させていただきます。

○三上周治委員長 この際、しばらく休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時6分

○三上周治委員長 休憩以前に引き続き会議を開きます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 先ほど、太田委員のほうから休暇の制度についてお尋ねがございました。その件についてお答えさせていただきます。

この休暇につきましては、特別休暇と申しまして有給休暇とは別に許可された特別な休暇制度になります。これが部分的から1日に延ばされるということでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 すみません、頭が古くてそういう特別休暇というのが僕の勤めた会社になかったんで、すみません、最近の新しい政策でございます。いいと思えます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第57号 総社市給水条例の一部改正についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第57号 総社市給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本改正は、昨年令和6年能登半島地震において個人が管理する宅内配管の復旧が遅れたことに鑑み、他の市町村長の指定を受けた事業者でも給水装置工事を行うことができるよう関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、次のページへお進みください。

第7条におきまして、災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときは他の市町村長の指定を受けた事業者等が給水装置工事を行うことができるよう改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第58号 総社市公共下水道条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第58号 総社市公共下水道条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例改正の理由につきましては、令和6年1月の能登半島地震において多くの家屋で排水設備等が破損し、同時に指定工務店も被災したことで排水設備等の復旧遅れにつながったということでございます。このことを踏まえ国から通知があり、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施できるよう、災害その他の非常の場合において他の市町村長の指定を受けた指定工務店が工事を行えるように示されたことにより、関係条文等の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、改正前後表で御説明申し上げますので、次のページにお進みください。

第6条におきましてただし書を追加し、災害その他の非常の場合において市長が排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めたときは他の市町村の指定を受けた者が工事を行えるように改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14、15ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第18節負担金、補助及び交付金150万円の増額は、総社市在住の方からさくらねこ不妊去勢手術費補助金の財源として総社市に寄附の申出があったものを、同補助事業に充当するため増額しようとするものでございます。

次に、予算書の16、17ページを御覧ください。

第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金70万円の増額は、イノシシ等から農作物を守るため防護柵を設置する者に費用助成を行っているものでございますが、当補助金の申込みが予定より多く、今後も申請が見込まれるため、補助金を交付するための予算を計上するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、第27節繰入金3,877万9,000円の増額は、国民宿舎サンロード吉備路の改修工事における工事請負費の減額に伴いその財源である起債の借入額が減額となるため、国民宿舎特別会計への繰り出し額を増額しようとするものでございます。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第12節委託料148万5,000円の増額は、鬼城山西門西側の土塁再整備に伴う設計等委託料及び工事監理委託料でございます。次に、第14節工事請負費1,278万円の増額は、土塁再整備に伴う工事請負費でございます。

続きまして、歳入について御説明しますので、10ページ、11ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第10目教育費国庫補助金、第5節社会教育費補助金713万3,000円につきましては、歳出で御説明しました鬼城山整備事業における国からの補助金でございます。

次に、予算書12、13ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第4目衛生費寄附金、第1節保健衛生費寄附金150万円の増額は、歳出で御説明いたしましたさくらねこ不妊去勢手術費補助金への御寄附でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第35目赤米ヒカリノミ基金繰入金213万9,000円につきましては、令和6年度決算額の確定により赤米ヒカリノミ基金残高が確定しましたので、今年度実施します総社市赤米伝統文化連絡協議会負担金に充当するため基金からの繰入金を計上するものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 失礼します。調書の15ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費のうちの有害鳥獣対策事業であります。イノシシ等の防護柵の補助金の申込みが予定より多くとあるんですが、これ実際にはイノシシの被害は多いからということなんでしょうか。これ、要は申込みがあればどういった要件を出したのか分からないんですけども、申込みがあればもう補正を出してでもそれに応じるということによろしいんでしょうか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらの補助金についてですが、要件がございまして、要件を満たした場合補助をさせていただくというものでございます。

イノシシの被害についてなんですけれども、市内各所でイノシシの様々な被害が聞かれるところでございます。昨年度の捕獲実績等で申しますと、イノシシが年間で約550頭程度捕獲をされているような状況でございます。これ年によって若干違いますが、そのようにかんがりの多くのイノシシがおりまして、被害も出ておるといところでございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 特に被害が多い場所とかがあれば、もし分かればですけれども、そこに対してその申請があった以外にも、もちろん狩猟もあるんですけど、市としてほかに対応策があるのかなと思うんですが、特にどの辺りが多いとか、もしありましたらお教えてください。

○三上周治委員長 農地課長。

○中山知輝農林課長 すみません、先ほどの質問で漏れていた部分もでございますので。

要件からお話しさせていただきます。市内に住所を有する農家2戸以上で共同施工するものということで、市内にも住所を有する農業者団体または農業関係機関に補助することとしております。対象となるものにつきましては電気柵、ワイヤーメッシュ、トタンネット等を対象としておるところでございます。延長に基準単価を乗じた金額と原材料のいずれか低いほうの金額の2分の1を市のほうとして補助させていただくというものでございます。申請があったものについてはそういった要件を確認しまして補助させていただいておるところでございます。

被害が多い地区についてなんですけれども、様々な地区、どこが多いということはなかなか一概には言えない感じですが、昨年度で申し上げますと槇谷地区であるとか、池田地区であるとか、川西地区、あと昭和地区等が多くなっておるところでございます。

また、今年度の申請につきましても原地区、昭和地区ですね。あと、阿曾地区から申請が出ております。今年度の申請件数については4件となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第66号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第1号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 続きまして、議案第66号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の工事請負費から予算を組み替えて備品の更新及び修繕を行おうとするものでございます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、便宜歳出から御説明を申し上げますので、予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

まず、歳出についてでございます。

第1款事業費、第2項営業費、第3目経営費、第10節需用費の1,600万円の増額は、会議室用ロールスクリーンの取替え修繕や、館内に3基あります昇降機の基盤交換などに伴う修繕でございます。

同款、同項、同目、第17節備品購入費のうち庁用器具費の2,130万円の増額は、経年劣化した売店用の冷蔵オープンショーケースや客室用テレビなどの買換えに伴う購入費でございます。同節のうち機械器具費1,870万円は、大規模改修工事实施設計の協議による厨房等備品一式の更新でございます。

同款、同項、同目、第14節工事請負費の5,600万円の減額は、先ほど御説明いたしました備品の更新や修繕に対応するために予算の組替えを行おうとするものでございます。

次に、お戻りいただきまして予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

第3款繰入金3,877万9,000円の増額につきましては、今年度の収支見込みに伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

第4款繰越金1,722万1,000円の増額につきましては、前年度の繰越金の確定に伴う増額でございます。

第6款企業債5,600万円の減額につきましては、歳出で御説明いたしました工事請負費の組替えに伴う減額でございます。

次に、予算書1ページにお戻りいただきまして、第2条地方債の補正についてでございますが、予算書の4ページ、5ページをお開き願います。

第2表地方債補正(変更)につきましては、先ほどの起債の減額に伴いまして借入限度額を記載のとおり変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法等は補正前と同様でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第67号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第67号 市道の路線認定について御説明申し上げます。

このたび認定しようとする路線は1路線でありまして、真壁地内における市施行による新設道路を新たに路線認定する必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき市議会の議決を求めらるものでございます。

路線の概要につきまして御説明いたしますので、次のページへお進みください。

新しく築造した道路は市営真壁住宅の跡地に築造した道路で、路線名は真壁支線3481号道であります。丸印が路線の起点を表し、矢印が終点を表しております。

市営真壁住宅用地の払下げ計画に伴い、跡地の一部に雨水対策を兼ねて新しい道路を整備いたし

ました。この道路整備により住宅用地としての活用促進並びに地域の排水機能の向上が図られると
考えております。

説明は以上です。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時28分